

## 4. その他改正事項

---

S造の防錆措置について、JIS規格の改廃を反映した改正を行う。

○JIS規格の改廃

JIS番号	名称	現行
JIS K5622	鉛丹さび止めペイント	廃止
JIS K5624	塩基性クロム酸鉛さび止めペイント	廃止
JIS K5664	2液形タールエポキシ樹脂塗料	廃止



JIS番号	名称
JIS K5674	鉛・クロムフリーさび止めペイント
JIS K5674	鉛・クロムフリーさび止めペイント

○改正内容

(評価方法基準第5 3-1(3)ロ①)

- (1)「鉛系さび止めペイント」のうち、JIS K5622に規定する鉛丹さび止めペイント及びJIS K5624に規定する塩基性クロム酸鉛さび止めペイントを削除する(JIS K5623に規定する亜酸化鉛さび止めペイント及びJIS K5625に規定するシアナミド鉛さび止めペイントは当面現行どおり)。
- (2)塗膜仕様の区分として、
  - ・区分1に、JIS K5674に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイント1種を下塗り1回及び中塗り・上塗り1回の塗膜仕様を追加
  - ・区分2に、JIS K5674に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイント1種を下塗り2回、JIS K5516に規定する合成樹脂調合ペイントを中塗り・上塗り2回の塗膜仕様を追加
- (3)2液形タールエポキシ樹脂塗料を使用する塗膜仕様は削除する。

## (2) 杭状改良地盤の表示基準の追加 (1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法)

杭状改良地盤の場合、許容支持力度( $\text{kN}/\text{m}^2$ )又は許容支持力( $\text{kN}/\text{本}$ )を表示することとする。

### ○現行

「地盤の許容応力度( $\text{kN}/\text{m}^2$ )」又は「杭の許容支持力( $\text{kN}/\text{本}$ )」のいずれかの表示方法によることとなり、柱状改良や鋼管杭などの杭状改良を行った地盤については、許容支持力等を表示することができない。

### ○改正内容 (日本住宅性能表示基準 別表1及び別表2-1 1-6(は)項)

杭状改良地盤の場合は、改良後の許容支持力度( $\text{kN}/\text{m}^2$ )又は許容支持力( $\text{kN}/\text{本}$ )を表示することとする。

[現行]

	地盤	杭
許容応力度 ( $\text{kN}/\text{m}^2$ )	○	
許容支持力 ( $\text{kN}/\text{本}$ )		○

[追加]

	杭状改良地盤
許容支持力度 ( $\text{kN}/\text{m}^2$ )	○
許容支持力 ( $\text{kN}/\text{本}$ )	○

(3)等級4において、居室の天井に設置される自動火災報知設備について、天井高さ8mまで熱式も可とする。

○現行

等級4において、天井高さ4m以上の居室の天井に設置される自動火災報知設備その他の感知警報装置にあっては、煙式のものであることとされている。

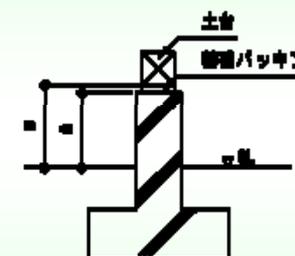
○改正内容 (評価方法基準第5 2-1(3)イ①)

熱式についても警戒区域が守られていれば性能は同程度であると期待できるため、消防法同様、8mまでは熱式も認めることとする。

(4)地面から基礎上端又は土台下端までのいずれか高い方の高さが400mm以上であることとする。

○現行

木造の劣化対策等級3及び2において、基礎については、土台等の木部の劣化を防止するため、地面から基礎上端までの高さが400mm以上であることとされているが、免震建築物の場合や基礎パッキンを設置する場合などは、「基礎の高さ(A)＝土台等の木部までの高さ(B)」にならないことがある。



○改正内容 (評価方法基準第5 3-1(3)イ①)

基礎については、地面から基礎上端又は土台下端までのいずれか高い方の高さが400mm以上であることとする。

RM造について、鉄筋コンクリート造の一部として評価基準を追加する。

○改正内容 (評価方法基準第5 3-1(3)ハ①)

(1)RM造(鉄筋コンクリート組積造)は鉄筋コンクリート造に含むものとして、各規定を同様に求めるものとする。

b コンクリートの水セメント比

コンクリート(鉄筋コンクリート組積造にあっては充填材コンクリート)の水セメント比が、次の(i)又は(ii)のいずれか(中庸熱ポルトランドセメント又は低熱ポルトランドセメントを使用する場合には(i))に適合していること。ただし、フライアッシュセメントを使用する場合には混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合には混合物の10分の3を除いた部分をその質量として用いるものとする。

(i) 最小かぶり厚さ(鉄筋コンクリート組積造にあっては最小有効かぶり厚さ)が次の表の(i)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(i)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が50%以下(軽量コンクリートにあっては45%以下)であること。

		(い)		(ろ)	
		部位		最小かぶり厚さ	
				(イ)	(ロ)
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内		2cm	3cm
		屋外		3cm	4cm
	耐力壁、柱、はり又は壁ばり	屋内		3cm	4cm
		屋外		4cm	5cm
直接土に接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分			4cm	5cm
	基礎(立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。)			6cm	7cm

注 外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合には、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる最小かぶり厚さを1cm減ずることができる。

(ii) 最小かぶり厚さ(鉄筋コンクリート組積造にあっては最小有効かぶり厚さ)が(i)の表の(i)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(ロ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が55%以下(軽量コンクリートにあっては50%以下)であること。

## (5) RM造(鉄筋コンクリート組積造)の劣化対策等級の設定(3-1 劣化対策等級)② 国土交通省

(iii)鉄筋コンクリート組積造の有効かぶり厚さは、目地部分と組積ユニット部分とを比較して、いずれか小さい値をとる。目地部分については(式1)、打込み目地組積ユニットを用いる場合にあっては(式2)より算出する。組積ユニット部分については、組積ユニットの種類がコンクリートブロックの場合には(式3)、セラミックメーソリーユニットの場合には(式4)により算出する。

$$(式1) \frac{(F_j / 21) D_j}{2} + D_e$$

$$(式2) \frac{D_{ju} + D_e}{2}$$

$$(式3) \frac{(F_u / 21) D_f}{2} + D_e$$

$$(式4) \frac{(F_u / 21) D_f}{3} + D_e$$

これらの式において、 $F_j$ 、 $D_j$ 、 $D_{ju}$ 、 $D_e$ 、 $F_u$ 、 $D_f$ は次の数値を表すものとする。

$F_j$ :目地モルタルの圧縮強さ(単位  $N/mm^2$ )

$D_j$ :目地厚さ(単位 cm)

$D_{ju}$ :打込み目地組積ユニットの目地部の奥行長さ(単位 cm)

$D_e$ :充填コンクリートの最小かぶり厚さ(単位 cm)

$F_u$ :フェイスシエルの圧縮強さ(単位  $N/mm^2$ )

$D_f$ :フェイスシエルの最小厚さ(単位 cm)

(2)雨水の浸透対策を規定する。

鉄筋コンクリート組積造にあっては、パラペット等の上端部がアルミニウム製笠木その他これと同等の防水性を有する笠木により保護されていること。

## (6) 共用排水管の横主管の掃除口間隔の取り扱い (4-2 維持管理対策等級(共用配管))

10m以内とされている掃除口間隔について、一定の条件下の場合にあっては、15m以内でも可とする。

### ○現行

共用排水管の横主管にあっては、10m以内ごとに掃除口が設けられていることとされている。

### ○改正内容 (評価方法基準第5 4-2(3)イ③)

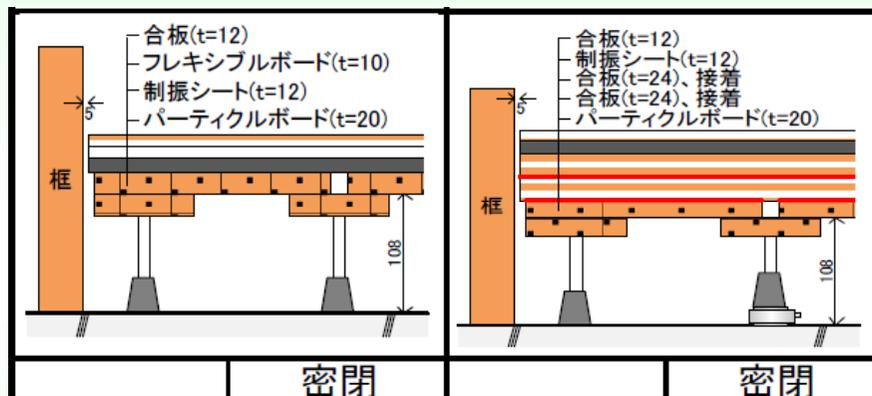
共用排水管の横主管において、曲がりや合流部の下流である場合や集合管継手を用いている場合を除いては15m以内でも可とする。

相当スラブ厚を算出する際の乾式二重床構造等のみなし仕様の追加する。

○改正内容 (評価方法基準第5 8-1(3)口②)

相当スラブ厚(重量床衝撃音)を算出する際の、床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量 $\Delta L$ を5dbとできる仕様を2仕様、0dbとできる仕様を4仕様追加する。

< $\Delta 5$ dbとできる仕様>

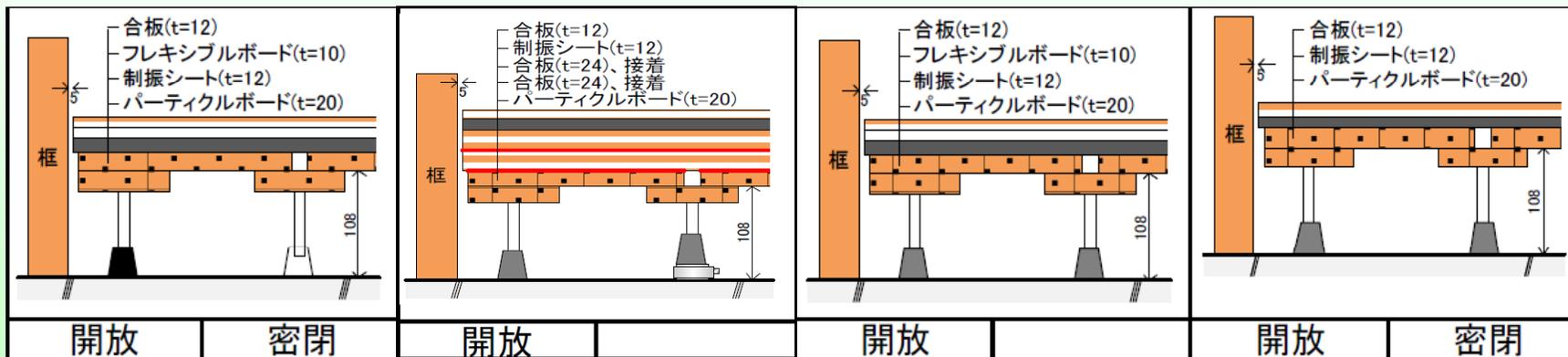


<参考>相当スラブ厚(重量床衝撃音)の算定式

$$\text{相当スラブ厚} = \text{床構造の等価厚さ} \times 10^{\Delta L/10} \times 100$$

※ $\Delta L$ が大きいほど性能は高くなる。

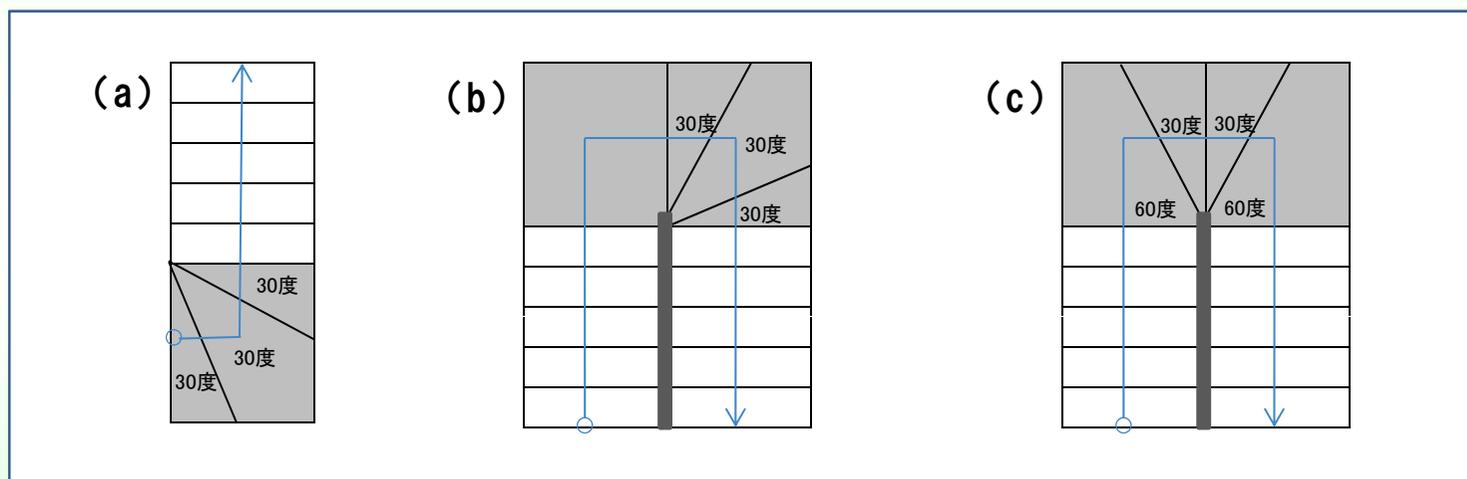
< $\Delta 0$ dbとできる仕様>



回り階段部の勾配と両側手すりの取り扱いについて、明確化する。

○現行

階段については、「勾配」と「寸法」で規定されているが、つぎの(a)～(c)を満たす回り階段の部分については、「各部の寸法に関するものは適用しない」とのみ規定されている(勾配の規定の適用除外を規定できていない)。また、勾配が45度を超える場合は、両側に手すりを設置することとされているが、当該部分は勾配が部分的に大きくなるため、勾配が45度を超えてしまうことも多く、その部分だけ手すりの両側設置の規定に該当する。



○改正内容 (評価方法基準第5 9-1(3)ハ③、④)

(a)～(c)を満たす回り階段の部分については、勾配を含む寸法に関する規定を適用しないことを明確化する。併せて、勾配 45度を超える場合も、該当する部分が非常に限定的であることから、両側に手すりを設置する規定についても適用除外(片側手すり)とする。